

## 取組の方向4

## 子供たちの健全な心を育む取組

## &lt; 主要施策11 いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化 &gt;

## 1 いじめや自殺防止等の対策のための校内研修等の充実（指導部）

- (1) 東京都教職員研修センター等が実施する職層別研修  
東京都教職員研修センター等が教職員を対象に実施する以下の職層別研修等を通して、学校におけるいじめや自殺防止等の取組についての理解を啓発するとともに、各職層に応じた実践力の向上を図る。
- (2) 生活指導担当者連絡会  
全公立学校の生活指導主任等を対象として実施する連絡会を通して、「学校いじめ対策委員会」を中核とした学校組織全体によるいじめや自殺防止の取組についての理解を啓発するとともに、生活指導主任としての実践力の向上を図る。
- (3) スクールカウンセラー連絡会  
全小・中・高等学校に配置されたスクールカウンセラーを対象として実施する連絡会を通して、いじめや自殺防止のためのスクールカウンセラーの役割や学校教育相談体制の在り方について理解の啓発を図る。
- (4) 自殺防止教育連絡会  
全公立学校の校長等を対象として実施する連絡会を通して、児童・生徒の自殺を防止するための学校の取組についての理解を啓発するとともに、校長のリーダーシップによる組織的対応力の向上を図る。
- (5) 「いじめ総合対策」に基づく校内研修  
「いじめ総合対策」に基づいて、全公立学校において年に3回以上実施する校内研修会を通して、都教育委員会が作成した教職員一人一人の取組を検証するための「チェックリスト」を活用して、全ての教職員の意識の啓発を図り、「学校いじめ対策委員会」を中核とした学校組織全体によるいじめや自殺防止の取組が確実に実施されるようにする。
- (6) スクールカウンセラーを講師とした校内研修  
スクールカウンセラーを講師とした校内研修会や事例検討会の充実等を通して、教職員が、暴力傾向の見られる児童・生徒等に対して、自分の感情を抑えることができるようにする指導の充実を図る。

## 2 いじめや自殺防止等の対策に関する組織的な取組の充実（指導部）

- (1) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化  
東京都教育委員会が毎年度実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を通して、学校の取組の推進状況を明らかにするとともに、課題の見られる学校等に対して個別に指導・助言を行うなどして、全ての学校で、いじめ防止のた

## 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

めの組織的な取組が確実に行われるようにする。

### (2) 「学校サポートチーム」の機能強化

「いじめ総合対策」に基づき、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として全公立学校に設置されている「学校サポートチーム」の一層の活用と機能強化を図り、児童・生徒の問題行動等への対応において、保護者、地域住民、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。

### (3) 自殺防止のための学校の組織的な取組

ア 学校組織全体で、学期初めの時期など定期的に、全ての児童・生徒の表情、言動等を含め、心理状況を確認する。

イ 児童・生徒の生活全般を通して、悩みごとや問題につながる要因を把握するため、家庭、PTA、地域住民、関係機関や団体等との緊密な連携により、一人一人の児童・生徒の友人関係、習い事や塾等における状況、目指している進路、兄弟姉妹関係を含めた家庭における問題等、児童・生徒が現在置かれている状況を確認する。

ウ 上記ア・イによる確認により、少しでも心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる場合には、学校と家庭や関係機関とが連携して、子供の悩みに寄り添った支援を徹底することにより、生命に関わる重大な事故を確実に防止する。

## 3 スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談の一層の充実（指導部）

### (1) スクールカウンセラー活用事業の推進

平成25年度から、全小・中学校、中等教育学校、高等学校に配置しているスクールカウンセラーについて、平成28年度からは、全日制と定時制を併置する高等学校については、それぞれの課程に一人ずつ配置、昼夜間定時制課程の高等学校については、勤務日数を週2回に拡充、通信制課程の高等学校については、新たに配置するなどして、いずれの高等学校においても、生徒下校時までスクールカウンセラーが勤務する体制を整備する。

さらに、全ての配置校において、スクールカウンセラーの1年間の勤務日数を、これまでの35日から38日へと拡充する。

#### ア 職務

いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒へのカウンセリング、教職員や保護者に対する助言及び援助、情報収集等を行う。

#### イ スクールカウンセラー連絡会及び同配置校連絡会の実施

学校におけるスクールカウンセラーによる教育相談の一層の充実を図るため、スクールカウンセラーを対象とした連絡会を年間3回、配置校校長及びスクールカウンセラー活用事業の担当指導主事等を対象とした連絡会を年間1回ずつ実施し、スクールカウンセラーの専門性を生かした取組、学校の教育相談体制の構築、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携の推進に向けて、連絡、協議、情報交換を行う。

### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業の拡大

平成20年度から、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対して補助

を行い、配置地区の拡大を図っている。

平成 27 年度からは、都の負担に係る予算額を拡充したことにより、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額に対して補助することが可能となった。

平成 28 年度は、50 区市町村においてスクールソーシャルワーカーが活用されている。

#### ア 職務

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒の支援を行う。

#### イ 区市町村における取組

区市町村教育委員会が、管下の小・中学校に在籍する児童・生徒を支援するため、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者等を選考し、学校に派遣するなどの方法により、スクールソーシャルワーカーを配置している。

都教育委員会は、事業に係る経費の補助を行っており、区市町村の配置拡充に向けた支援の充実を図っている。

また、都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対して指導・助言を行うスーパーバイザーを、区市町村教育委員会に配置するなどの支援を行っている。

### (3) 教育相談事業の推進（指導部）

#### ア 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談

(ア) 幼児から高校生相当年齢の子育て、いじめ、不登校等の問題行動、体罰、学校でのセクシュアル・ハラスメント等、家庭や学校の教育に関わる相談を実施する。

(イ) 高等学校進級・進路・入学相談

進級、卒入学や高等学校卒業程度認定試験等に関する相談や情報提供を行う。

(ウ) 東京都いじめ相談ホットライン

24 時間体制でいじめ問題に悩む子供や保護者からの電話相談を実施する。

#### イ 学校や家庭への支援

(ア) 専門家アドバイザースタッフの派遣

いじめ、不登校等の問題を解決するため、臨床心理士等の専門家をアドバイザーとして学校等に派遣する。

(イ) 学生アドバイザースタッフの派遣

不登校、いじめ等の問題の解決に資するため、児童・生徒の話し相手及び遊び相手として心理や教育等を学んでいる学生を学校等に派遣する。

(ウ) 要請訪問の実施

教職員等の教育相談に係る資質の向上や校内の教育相談体制の充実を図るため、学校等からの要請に応じて所員等を派遣する。

(エ) 学校等への緊急支援

児童・生徒等に関わる事件・事故が発生した際に、幼児、児童・生徒、教職員

#### 取組の方向4 子供たちの健全な心を育む取組

及び保護者の心のケアと学校における日常性を取り戻すため、所員等を学校等に派遣し、支援する。

##### ウ 教育相談体制の充実

###### (ア) 都立学校への支援

学校の教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るため、都立学校教育相談担当者連絡会を開催し、教職員の教育相談に関する資質向上を図る。

###### (イ) 教育相談機関との連携の推進

区市町村教育相談機関との連携を促進し、実態を踏まえた支援を行うことにより、都全体の教育相談機能の向上を図る。

#### 4 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実（指導部）

##### (1) 規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等の育成

いじめ、暴力行為、自殺など、児童・生徒の問題行動等を防止するため、道徳の時間や学級活動等の充実を通して、児童・生徒の規範意識、思いやりの心、生命尊重の精神等を育む。

##### (2) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりの推進

いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするために、「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等いじめの未然防止に向けた児童会・生徒会等による自治的な取組を促す指導の充実を図る。

#### 5 いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発（指導部）

いじめに関する専用情報サイト・アプリを開発し、子供たちがいじめ防止に向けて主体的に行動することを促すとともに、相談先にアクセスしやすい環境づくりを推進する。

##### (1) 子供の目線に立った相談先の案内

子供にとって身近な大人が、いじめについて相談するよう動画で呼びかけるとともに、東京都教育相談センター等に気軽に相談できるよう工夫して周知を行う。

##### (2) 子供を励まし、相談につなげるような情報発信

相談につなげる勇気をもたせる言葉やイラストを、定期的に配信する。

##### (3) 疑似体験によるいじめの対処方法の理解促進

様々な場面におけるいじめを想定し、いじめられたり、いじめを見たりした場合にどのように対処すればよいかを、疑似体験できるようにするとともに、自分が取るべき行動について、学校や家族での話し合いにつなげられるようにする。

#### 6 「いじめ総合対策」の着実な推進（指導部）

平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」が成立したことを受け、同年7月、都は、公立学校・私立学校を対象として「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象として、「いじめ総合対策」を策定した。全ての学校において、以下のいじめの防止等の対策を確実に実施する。

##### (1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、どの学校でも

どの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

(2) いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべきポイント

ア ポイント1 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》

イ ポイント2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す  
《被害の子供を守る》

ウ ポイント3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり  
《周囲の子供に働き掛ける》

エ ポイント4 保護者・地域・関係機関との連携《社会総掛かりで取り組む》

(3) 四つの段階に応じた具体的な取組

ア 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

イ 早期発見 ～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

ウ 早期対応 ～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

エ 重大事態への対処 ～学校、保護者、地域が一体となって子供を守り通す～

(4) 「いじめ総合対策」の取組の徹底

いじめ総合対策に示す取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証のため、東京都教育委員会は、毎年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を実施し、学校等における取組の推進状況を把握し、成果と課題を明らかにするとともに、東京都教育委員会の附属機関である「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」において課題の改善策を審議する。

(5) 「いじめ総合対策」の改訂

平成28年度は、(4)に示す審議を踏まえ、「いじめ総合対策」を改訂する。

## < 主要施策12 SNS等の適正な使い方の啓発強化 >

### 1 東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進（指導部）

(1) 情報モラル推進校の設置

情報モラル・情報リテラシー教育に関する取組や授業実践を行い、その成果を公開授業等により広く普及・啓発するために設置する。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計20校程度を指定する。

(2) 親子情報モラル教室の実施

都内公立小学校200校程度を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が一緒に学ぶことを目的とした情報モラル講座を実施する。

(3) 学習用補助教材の作成・配布

学校における学習や、学校と家庭が連携して児童・生徒に対し、SNSを適切に利用するための力を育むために、情報モラル教育を推進するための補助教材を作成・配布する。

(4) 情報教育フォーラムの開催

情報モラル・情報リテラシーに関する講演やパネルディスカッション、情報モラル推進校の取組発表などを内容として、広く都民に対する啓発を行う。

## 2 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）

### (1) 学校非公式サイト等の監視業務の実施

都内公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

### (2) 児童・生徒のインターネット利用状況調査

子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率や使用のためのルール策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。